慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	麻生利勝君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1999
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.72, No.4 (1999. 4) ,p.107- 114
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19990428-0107

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特別記事

麻生利勝君学位請求論文審査報告

一　麻生利勝君が学位請求論文として提出したのは、主論文「企業犯罪抑止の法理―企業の社会的機能と責任―」および副論文たる既刊の『企業犯罪』（一九八〇年、泉文堂）である。以下、主論文（以下、これを本論文という）の内容を概観・要約し、必要に応じて副論文にも言及することにする。論文の構成は以下のとおりである。

第一章　序　説
第二章　企業犯罪の定義と抑止体系
　第一節　企業犯罪の定義と株式会社
　第二節　企業犯罪抑止と法体系
　第三節　企業犯罪の自主的防止の意義
第三章　株式会社の歴史と本質
　第一節　問題の所在
　第二節　株式会社と法の変遷
　第三節　株式会社と意思決定方式
第四章　株式会社と社会的機能
　第一節　問題の所在
　第二節　株式会社と理念の緊張
　第三節　株式会社と社会的機能
　第四節　小　括
第五章　株式会社と社会的責任論
　第一節　問題の所在
　第二節　経営・経済学と社会的責任論
　第三節　商法学と社会的責任論
　第四節　小　括
第六章　企業犯罪抑止の法理と被害類型
　第一節　問題の所在
　第二節　企業犯罪被害の定義と意義
　第三節　企業犯罪被害の類型と課題
　第四節　小　括
第七章　刑事法と企業犯罪抑止の法理

第一節　問題の所在
第二節　刑法と企業犯罪抑止の法理
第三節　経済刑法と企業犯罪抑止の法理
第四節　社会的機能侵害と企業犯罪類型
第五節　刑事訴訟法と企業犯罪抑止の法理
第八章　民事・行政法と企業犯罪抑止の法理
第一節　問題の所在
第二節　商法上の企業犯罪抑止の法理
第三節　民法と企業犯罪抑止の法理
第四節　行政法と企業犯罪抑止の法理
第五節　小　括
終　章
主要文献一覧

各章の内容を概観すると、第一章「序説」において、本論文全体を貫く問題意識が明らかにされ、麻生君の主張の骨格が示されている。麻生君によれば、企業犯罪を防止するための従来の法制度と法理論は、企業組織体の活動の複雑な実態を捉えることなく、単純化され要因化された図式に押し込めたうえで、世論の高まりを背景とする応報的制裁の強化の方向を示しており、企業犯罪が続発していることからも明らかなように、根本的な解決を提供するものではない。企業犯罪防止のための鍵は、むしろ、企業組織体とその活動の正確な把握を前提に、企業体構成員や関係者による自主的な違法行為防止を活性化させ、一般国民ならびに国や自治体にはこれを理解して支援させるところにあり、事後的な法的制裁は企業管理者・経営者が納得して受け入れざるを得ないような適正な範囲にとどめるべきであって、企業体による自主的な犯罪防止努力をくじくものであってはならない。要するに、複雑な社会システムをそのまま解析する「複雑系の実体分析」と、企業犯罪防止にあたっての企業関係者の「自主性の回復」こそが、麻生君の「企業犯罪抑止の法理」を特徴づけるものである、というのである。

第二章「企業犯罪の定義と抑止体系」では、麻生君の立場からの「企業犯罪」の定義が示され、株式会社を考察の中心とすることの理由が述べられる。本章のなかでとくに重要なのは第三節「企業犯罪の自主的防止の意義」である。麻生君によれば、株式会社は、国民および行政機構とともに「社会的循環機構」の一環として位置づけられ、この循環機構は複数主体間の「協調と牽制」により機能すべきであり、また、株式会社は社会的循環機構そのものの存続と発展のために現に本質的な機能を営んでおり、また営まざるを得ない。「弱者たる一般国民」と「悪玉たる株式会社」

という単純化した図式にあてはめてはならず、むしろ法的介入以前の自主的違法行為抑止の第一次的重要性を承認すべきだとするのである。

第三章「株式会社の歴史と本質」は、法的紛争の処理に関する株式会社の内部意識および実務慣行が、刑事法・民商法のあり方および学説・判例の基本的態度と乖離を示すに至っており、むしろ日本型の企業統治のあり方を歴史的・文化的に探求すべきであるとの問題意識にもとづき、明治期以降における株式会社および株式会社法の変遷をたどり、また、株式会社における意思決定システムの特色を明らかにしようとする。日本型株式会社の歴史的特色としては、旧町民の日本的合理主義（単一主体＝店主個人の経営意思とチェック機構なしの制度のもとに形成される合理主義）と旧士族の国益・公益優先主義（指導者層＝複合体による経営意思と形式的チェック機構のもとで形成される優先主義）の混合形態を根底にして形成され運営されてきたことが指摘され、株式会社の社会的機能および公共的・社会的性格が企業関係者や国民に十分に意識されていないこと、そして、自主的な違法行為抑止のための取り組みの必要性が高いことがくり返し強調されている。株式会社の意思決定システムについては、①株式会社が企業の存続と発展のため違法な活動への傾向をも最初から有すること、②日本における意思決定システムは下積み方式といわれるが、上層部の意思を忖度したうえでの意思決定が通常であり、やはり最高経営者の意思決定が重要であること、③株式会社は個人の生存枠組みの形成を分担し、経済秩序維持機能を保有することにより公的機関に類似した社会的機能を営んでいることなどが指摘されている。

第四章「株式会社と社会的機能」は、いわゆる「株式会社悪玉論」を反駁し、株式会社の公的機関類似の社会的機能を指摘するとともに、自主的な取り組みを第一次的に尊重する企業統治のあり方を模索すべきことを主張する。株式会社は、①構成員たる個人等にとっての社会的生存枠組みを分担し、②国や自治体といった公的機関類似の機能を果たし、また、③公的財源供給の機能を有する。これらの重要な機能をもつ株式会社は、麻生君の企業犯罪抑止の理論においては、次のようなものとして構想される。すなわち、株式会社は「社会的循環機構」の一機構として位置づけられ、社会的循環機構は複数主体間の「協調と牽制」により稼働するが、各機構間の安定した持続的な稼働ルールが必要であり、この社会的循環機構において、株式会社は、存続と発展を目的として稼働ルールにもとづき違法活動の

萌芽を自主的に検知することにより、協調と牽制システムによる社会的循環機構の正常な稼働を保持する社会的機能と責任を負担するというのである。このような基本的構想からは、企業組織体に対する刑事罰の強化も、自主的な違法行為抑止を促進させるものであるかぎりで正当化されるという。

第五章「株式会社と社会的責任論」は、経営学、経済学、商法学の各分野において展開されてきた株式会社の社会的責任論を概観し、批判的検討を加えている。いずれの分野にも、社会的責任を自覚した企業の自主的取り組みを重視する見解またはその萌芽が見られることに麻生君は注目している。

第六章「企業犯罪抑止の法理と被害類型」は、企業犯罪による被害を、被害の性質および被害者を基準に類型化し、大きく企業内被害と企業外被害とに分けて分析している。企業犯罪のもつ影響の社会的広がりを示唆する論述であり興味深い。とりわけ、麻生君の基本的立場を前提に、社会的機能やシステムに対する侵害が企業犯罪のもたらす被害として捉えられていることが注目される。

第七章「刑事法と企業犯罪抑止の法理」は、本論文のなかでもっとも多くの紙幅が費やされている部分である。麻生君は、企業組織体に対する刑罰の適用にあたっては、システムの機能を考慮した総合的視野に立って謙抑的にこれを適用すべきことを主張し、報復的制裁の傾向を批判する。ここでは、企業犯罪の特性に即した刑法的対応が必要であるという基本的視座から、多岐にわたる論点が取り上げられているが、とりわけ重要と思われるのは、第三節「経済刑法と企業犯罪抑止の法理」である。麻生君は、経済刑法を「企業組織体における国民の生存枠組み機能、国家経済秩序維持機能、公的財源供給機能を侵害する行為か、侵害する恐れのある行為を対象にした特別刑法」と位置づけたうえで、現状においては可罰性の限界が不明確であることを問題視している。わが国においては数多くの行政刑罰法規が存在し、その文面上の処罰範囲はかなり広範であり、しかもかなり重い刑まで法定されている（行政的不法はせいぜい「過料」を課されるにとどまり処罰の対象にならないドイツとは異なっている）ものの、実際上はそれらの行為の多くは立件されない。麻生君の立場からは、企業関係者が事前にその行為を回避できるようにするため、真に処罰される行為の範囲を予測可能な程度に明確に示すことが要請されるのである。これとならんで、麻生君が強調することは、企業組織体およびそれを構成する個人に対する刑

事責任の追及は、通常の刑法理論の一適用事例の枠内にとさまるべきであり、一定の政策的考慮から従来の枠組みを踏み越えるものであってはならないという点である。「企業犯罪の結果の重大性に目を奪われ、被害者救済に大義を求めて、刑法の罪刑法定主義・謙抑性を踏み外してはならない。……企業犯罪抑止の法理として機能しない法的サンクションは厳しく抑制すべき」だというのである。こうした観点からとりわけ紙幅を割いて検討されているのは、企業災害につき企業幹部の刑事責任が問題とされたケースである。すなわち、麻生君は、ドイツにおいて製造物の欠陥につき会社幹部に刑事責任が問われた事例と、わが国で問題とされた火災事故における管理・監督過失の事例の検討において、従来の刑法学の理論的枠組みを踏み外すおそれが随所に認められることに警鐘を鳴らし、危惧感説をしりぞけ具体的予見可能性説を支持し、結果の回避可能性の認定をおろそかにすべきでないことを主張している。その基本的立場は、火災事故につき企業幹部に刑事過失を肯定することに対し懐疑的な学界の一部の有力な見解に近い。第四節「社会的機能侵害と企業犯罪類型」においては、企業犯罪を「生存枠組み機能侵害型」、「経済秩序維持機能侵害型」、「公的財源供給機能侵害型」の三つに分類して、さまざまな企業犯罪の形態を論じており、第五節「刑事訴訟法と企業犯罪抑止の法理」においては、刑事手続の各段階における問題点を概観し、立法問題（たとえば、内部告発者に対する刑事的優遇措置の立法化）の検討に及んでいる。

第八章「民事・行政法と企業犯罪抑止の法理」においては、民商上および行政法上の諸制度と法規制を企業犯罪抑止の視点から見直すことが試みられている。商法上の企業犯罪抑止は内的抑止と外的抑止とに分けて検討され、前者の内的抑止との関係では、取締役の責任とその限界および株主による経営監督機能の効用とその限界が論じられ、後者の外的抑止との関係では社外取締役および一般消費者・マスコミの役割が検討されている。民法解釈との関係での麻生君の提言も注目に値する。違法行為抑止の理念は全法体系に共通するものであることから、民事法の領域でも、違法行為抑止の動機づけが行為時において可能である限度において法的責任を追及すべきであるとし、もっぱら被害者救済の見地からの理論の修正を批判する。正面から検討されているのは、公害および製造物責任の問題における判例・学説・立法の動向であるが、麻生君の主張を貫くのは、被害者救済の要請とならんで「違法行為抑止の理念」を考慮すべきだとする点である。とりわけ製造物責任法との関

連で、麻生君は副論文の『企業犯罪』においてすでに詳細に展開・体系化した「法的危険管理論」の基本構想を示し、自主的な違法行為抑止のための企業システム構築の必要性を説く。本章の最後では、麻生君が模索する企業犯罪抑止の観点から行政法上の諸制度の果たすべき機能が概観されている。

終章においては、本研究における論述の全体がいま一度振り返られた後、全体を総括する形で、「企業犯罪抑止の法理は、株式会社の自主的な企業犯罪を含む違法行為防止にあり、適正な法的制裁を二次的に位置づけ、且つ、社会的循環機構を構成する各機構並びに中核的位置にある国民（個人）が相互の信頼と安全確保の準則に従って強調と牽制システムの正常な稼働に努める社会的義務を自覚し実行することであることが明確にされたと思う」と述べられている。

二　企業組織体の反社会的活動に対する法的対応の問題は、

現在、法律学が解答を迫られている最重要の問題の一つである。刑事法は、主として「個」としての人の行為に目を向けてきたが、企業犯罪の研究は、それが複数の法分野にまたがる考察を必要とするばかりか、法律学以外の学問分野についての知見の活用、さらには社会の実態に関する認識も要求されるところがある。従来の研究のほとんどが、その一定の側面を特定の角度から検討するものにとどまらざるを得なかったのもそのためと思われる。

本研究は、まさにそのような傾向に抗して、企業組織体の違法活動に対する法的規制のあり方の方向性を包括的に描き出そうとしたものである。麻生君は、複数の法分野にまたがる広範な法知識を前提に、最近の認知科学に至るまでの学際的知見をも駆使し、弁護士実務のなかで収集した企業組織体の実態に関する知識をも動員して、従来の枠組みをこえる形で、独自の「企業犯罪抑止の法理」の構想を示した。麻生君が不可能事とも思えるこの難題に果敢に取り組み、企業犯罪対策のための方向性を明らかにし、これを豊富な文献と資料によって裏付けたことは、企業犯罪の研究に新生面を開くものとして高く評価されなければならない。

もちろん、本論文が成し遂げたことは企業犯罪抑止に関する一つのモデルの構築であり、将来に向けての一つの基本的視座の提示である。それは現行の法規制のあり方への批判を出発点とするが、マクロ的な視点から根本的な方向性を問題視するものであって、個別的な法制度と法規定の批判的検討と代案の提示を内容とするものではない。その

意味で、麻生君の問題関心は、より具体的に知見を求めている一般の研究者・実務家のそれとはレベルが異なる。たしかに、自主的犯罪抑止の観点から、企業関係者が事前にその行為を回避できるようにするため、真に処罰される行為の範囲を予測可能な程度に明確に示すことを求めている箇所などは、刑法規範の内容の事前告知という点で大きな問題をはらむわが国の刑事司法のあり方に対する痛烈な批判となっている。しかし、本研究には、刑法学において盛んな議論の対象となり続けている現行法人処罰規定の分析検討と改革提言などは含まれていないし、同様に大きな関心事となっている法人に対する制裁のあり方の問題も正面から検討の対象とされていない。また、たとえば、火災事故に関する管理・監督過失の理論に対しいささか懐疑的な麻生君の見解も、目新しさに乏しく、一部の学説の主張に強く影響されたものにすぎないとも思われ、それが麻生君の企業犯罪抑止法理からの帰結にどのように結び付くのか問題がないわけではない。なぜなら自主的な危険管理のできていない企業組織体の義務懈怠にもとづく死傷事故に対し、麻生君の企業犯罪抑止の基本的立場からもこれを放置することはできないはずだからである。そのかぎりで、自主的な犯罪抑止の強調と、自主的な危険管理の不十分な企業組織体への厳しい刑事責任の追求とはまったく矛盾しないからである。要するに、本論文の主張は、予防法学的見地から企業に対しその「法的危険管理」を指導する場面においては説得力をもつとしても、企業組織体の現状と現行法制を前提にして事後的な対応のあり方を検討しようとする際にどれほどのインパクトをもち得るのかという指摘が可能だからである。本論文の比類なき特色は、将来に向けての基本的視座を力強く提示した点に見られるが、まさにそのことが本研究の限界にもなっていると思われる。

本論文が、掘り下げた研究の必要性があることをあらためて明らかにしたのは、「事前の犯罪予防」と「事後の制裁による犯罪鎮圧」の関係の問題であろう。犯罪が行われる前にその発生を未然に防止することができればそれにこしたことはない。麻生君が述べるように、将来に向けての一般論としては、事前の予防がより重視されるべきことは否定できないであろう。しかし、事前の対応には限界があり、事後的な制裁の必要性がなくなるわけではないことも事実である。反社会的行為に対し事後的な制裁である刑罰を科すことによって社会秩序を守るという方法は、原始社会においても見られたことであり、それが歴史の試練を経て現在に至るまで維持され続けているのは、そのことと関

係している。事後的処罰の方法は、事前の対策と比べてコストがかからないことが多いし、事前的な抑制は、広範囲の人々の行動や自由を大幅に制限するなど、さまざまなデメリットをともなわざるをえないという面をもつ。これらの点の理論的分析があれば、麻生君の主張はより輪郭を明確にすることができたはずである。もちろん、それは学界レベルでも大きな研究課題として残されているのであり、むしろこの点をめぐる研究の必要性を痛切に意識させたところに本論文の一つの意義があるというべきであろう。

そして、右に縷々述べたことは、抽象性は高いがきわめて明晰な形で企業組織体の社会的機能を理論的に把握し、それを前提に、企業犯罪抑止に関する将来に向けての骨太のモデルの構築を成し遂げた本研究の価値をおとしめるものではない。さまざまな学問分野にわたる膨大な量の文献を検討しつつ、夥しい論点についての展望を逐一示しながら、壮大な構想を描き出した本研究は、既述のような内容紹介によって到底十分に再現できないような豊富な内容をもっているということを、特に強く述べたいと思う。たしかに、現状の個別的な評価と鋭い批判についても、いまだ実証性に乏しい部分も散見されないではないが、豊富な文献の渉猟を基礎としつつ実務経験をも踏まえたものであり、貴重な示唆を含むものである。本論文は、麻生君の長年の研究と実務経験をバックボーンとすることなしには到底成し遂げられ得なかった成果であり、大冊を前にするとき、誰しもが畏敬の念すら覚えるものと思われる。

三　右のように、本研究は、企業犯罪への法的対応をめぐる研究に新生面を開くものであり、麻生君の長年にわたる研鑽を証する貴重な労作である。ここから、審査員一同は、麻生利勝君に法学博士（慶應義塾大学）の学位を授与することが適切であると判断するものである。

平成一〇年一〇月一六日

主査　慶應義塾大学法学部教授　法学研究科委員法学博士　平良木登規男

副査　慶應義塾大学法学部教授　法学研究科委員法学博士　宮島　司

副査　慶應義塾大学法学部教授　法学研究科委員法学博士　井田　良